

## 島根県が行う住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

※下線部は今回改正により加わった内容

### 特定個人情報保護評価について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成27年10月より全国民に個人番号が通知され、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されています。

特定個人情報保護評価とは、個人番号をその内容に含む特定個人情報（※）ファイルを保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するため適切な措置を講ずる旨を宣言するものです。

住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、市町村長から都道府県知事に通知される本人確認情報に個人番号が追加され、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバで保有することとなるため、特定個人情報保護評価書を作成する必要があります。

※特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報

### 1 評価書名

島根県が行う住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書 案

### 2 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 3 特定個人情報ファイルを取り扱う事務及び使用するシステム

#### （1）事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

#### （2）事務の内容

##### ①本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

i 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理

ii 市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報フ

ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構※（以下「機構」という。）への通知

- iii 島根県知事から他の執行機関への本人確認情報の提供又は移転
- iv 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- v 機構への本人確認情報の照会

※地方公共団体情報システム機構：住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関として本人確認情報に係る事務等を行っている地方公共団体が共同で運営する全国組織。

## ②附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務

- i 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ii 市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知
- iii 島根県知事から他の執行機関への附票本人確認情報の提供又は移転
- iv 住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- v 機構への附票本人確認情報の照会

## (3) 使用するシステム

- ①住民基本台帳ネットワークシステム
- ②附票連携システム

## 4 特定個人情報ファイルの概要

### (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- ①特定個人情報ファイル名：都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- ②対象となる本人の数：10万人以上100万人未満
- ③対象となる本人の範囲：島根県内の住民
- ④記録される項目：個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、住民票関係情報等
- ⑤保有開始日：平成27年10月5日

### (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

- ①特定個人情報ファイル名：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
  - ②対象となる本人の数
  - ③対象となる本人の範囲
  - ④記録される項目
- } (1) に同じ

⑤保有開始日 : 「情報通信技術の活用による行政手続きに係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」附則に規定される政令で定める日

## 5 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

#### ①特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村コミュニケーションサーバからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。

#### ②特定個人情報の使用

生体認証による操作者承認を行うと共に、アクセス権限の適切な管理、操作履歴の確認を通じて不正使用を防止する。

#### ③特定個人情報の提供、移転

特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。

#### ④特定個人情報の保管、消去

ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うと共に、端末はインターネットに接続できず、システム管理者の許可無く外部媒体も接続できない状況としている。

### (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

#### ①特定個人情報の入手

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村コミュニケーションサーバからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。

#### ②特定個人情報の使用

#### ③特定個人情報の提供、移転

#### ④特定個人情報の保管、消去

} (1) に同じ

## 6 その他のリスク対策

### (1) 監査

住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを利用する全所属に対して、チェックリストを配布し、自己点検を実施する。

また、業務端末の管理状況、アクセス管理状況等を現地監査により確認する。

## **(2) 従事者に対する教育・啓発**

住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを利用する職員に対して、毎年度、必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、その記録を残す。

## **7 開示請求、問合せ**

島根県地域振興部市町村課 0852-22-5591

## **8 評価実施手続**

国民・住民等からの意見の聴取及び第三者点検は、今後記載するため空欄としている。また、特定個人情報保護委員会の承認については、地方公共団体は適用されないため空欄となっている。